令和９年度沖縄県立大平特別支援学校 高等部
入学志願者募集要項

〒901-2113　沖縄県浦添市大平１丁目２７番１号

TEL：098-877-4941　　FAX：098-876-4148

ホームページ http://www.ohira-sh.open.ed.jp/

令和９年度沖縄県立大平特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

１　方針

本校の高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜検査実施要項に従い、高等学校(高等部)および中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、 障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

(1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第５項において準用する第90条第１項から第３項の規定により行う。

(2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が、募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

(3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県教育委員会の作成する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の５教科を実施する。

(4) 志願者及び保護者に対し、面接を実施する。

(5) 中学部及び高等部が併設された特別支援学校においては、同一校の高等部へ進学する生徒について、学力検査を行わない書類選考による入学者選抜を実施する。

２　一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の３に規定する知的障害者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程または中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の３月に卒業または修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ　中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ　学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ　11月末日までに志願前相談を受けた者

オ　美咲特別支援学校及びはなさき支援学校区域で、公共交通機関等を利用した自力通学または保護者送迎が可能な者で、自主行動が可能な者

(2) 募集定員及び通学区域

ア　募集定員

学科	学級数	定員	備考
普通科	未定	未定	学級数は３月末、定員は12月に決定

イ　通学区域

(ｱ) 浦添市、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域。宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。)、那覇市（那覇市立松島、安岡、城北、石嶺中学校区域に限る。）

(ｲ) 特別支援学校を設置していない離島(Ｐ８　別表第２（第２条関係）を参照)

(3) 出願期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年２月１日（月）	午前９時～午後４時まで	本校１階　生活訓練室
２月２日（火）	午前９時～午後２時まで	

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(4) 出願手続

ア　志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年３月31日教育委員会規則第３号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の１校、１学科に出願することができる。

(ｱ) 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当

分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

イ　志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ｱ) 入学志願書（第１号様式）

(ｲ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし）

ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前３か月以内に発行されたものとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

(ｳ) 健康診断書（第８号様式）

ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。

(ｴ) 療育手帳の写し（身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、併せてその写しも提出）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

※療育手帳について、判定済みで手帳交付手続き中の場合は、療育手帳の写しに代えて「見込み証明書」の提出を認める。

(ｵ) 確認書（第５号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a 沖縄縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から該当各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｶ) 写真票（第15号様式）

出願の日前６か月以内に撮影したものとし､カラー､白黒いずれも可とする｡上半身、脱帽、縦4.5㎝×横3.5㎝程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ　出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

(ｱ) 入学志願書（第１号様式）

(ｲ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第４号様式）または知的の教育課程履修者用（第４号―２様式）

※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第４号様式を作成する。

※県内特別支援学校中学部在籍者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

(ｳ) 入学志願者名簿（第３号様式）

(ｴ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載なし。前記２の(4)のイの(ｲ)で提出のあった者に限る。）

(ｵ) 健康診断書（第８号様式）（前記２の(4) のイの(ｳ)で提出のあった者に限る。）

(ｶ) 療育手帳の写し（身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、併せてその写しも提出）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

※療育手帳について、判定済みで手帳交付手続き中の場合は、療育手帳の写しに代えて「見込み証明書」の提出を認める。

(ｷ) 確約書（第５号様式）（前記２の(4) のイの(ｵ)で提出のあった者に限る。）

(ｸ) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

(ｱ) 入学志願書（第１号様式）

(ｲ) 本校校長が必要と認めている書類

オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ｱ) 県外からの入学手続のための許可願（第２号様式）を募集年度の１月20日までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(ｲ) 前記(ｱ)の許可願、入学志願書（第１号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ｱ) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

(ｲ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ｳ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ｱ) 志願変更申出期間は令和９年２月５日（金）及び２月８日（月）の２日間とする。

(ｲ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間は令和９年２月15日（月）及び２月16日（火）の２日間とする。

(ｳ) 前記(ｱ)及び(ｲ)の受付時間は、２月５日は午前９時から午後４時まで、２月8日は午前９時から午後２時までとする。

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第６号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第６号様式）を提出し、志願先特別支援学校長において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「２一般入学」の「(4)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

ア 学力検査等は、県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題（以下、「学力検査」という。）により実施する。

イ 面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

ウ 出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。ただし、同一校の高等部に進学する者については、出願書類を基にして選抜を行う。

(7) 学力検査等

ア 期日及び時間割

(ｱ) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査（学力検査）

<table>
<tr><th>月日
時限</th><th>第１日目
３月３日(水)</th><th>第２日目
３月４日(木)</th></tr>
<tr><td>第１時限
(10:00～10:50)</td><td>国　語</td><td>社　会</td></tr>
<tr><td>第２時限
(11:15～12:05)</td><td>理　科</td><td>数　学</td></tr>
<tr><td>(12:05～13:00)</td><td colspan="2">昼 食（55分）</td></tr>
<tr><td>第３時限
(13:15～14:05)</td><td>英　語</td><td>面　接
(保護者同伴)</td></tr>
</table>

※第１日目の学力検査後に、入舎希望者は寄宿舎にて面接を実施する。

イ　検査時間及び配点

(ｱ) 学力検査問題を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

ウ　検査の場所

(ｱ) 原則として本校とする。

(ｲ) 通学区が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a 委託検査場

県立宮古特別支援学校
県立八重山特別支援学校
県立大平特別支援学校久米島高校分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場

b 出張検査場

県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

(8) 所持品の取り扱い

ア　県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査で実施する場合

(ｱ) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌や格言等が印刷されているものは不可。）
・プラスチック製の消しゴム
・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規は不可。）
・コンパス（分度器機能付きは不可。）

(ｲ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ
・鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可。）
・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能をもつウェラブル端末等も不可。）
・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

(9) その他

ア　プラスチック製の名札を準備すること。（縦５㎝×横10㎝）

イ　服装は制服、体育館シューズまたは上履きを持参すること。

名札〈例〉

受検番号
学 校 名
氏　　名

(10) 合格発表及び通知

ア　令和９年３月17日(水)午前９時に本校ホームページにおいて発表する。また、本校（久米島分教室は久米島高校）においても掲示により発表する。

イ　本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。

ウ　合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において（第２次募集の合格発表の日から換算して１ヶ月以内)個人情報の保護に関する法律第69条第１項による利用目的内の情報提供として提供(開示)ができる。

３　第２次募集

一般入学の合格者が募集定員に満たない場合において第２次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記２(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し合格しなかった者、県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者、または県立島尻特別支援学校高等部真和志高等学校分教室を受験し合格しなかった者

とする。

(2) 出願期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年３月18日（木）	午前９時～午後４時まで	本校１階　生活訓練室
令和９年３月19日（金）	午前９時～午後２時まで	

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

(3) 出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

ア　志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

(ｱ) 第２次募集入学志願書（第9号様式）

(ｲ) 確認書（第5号様式）

ただし、次のa又はbの者のみにする。

a 沖縄縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｳ) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

※療育手帳について、判定済みで手帳交付手続き中の場合は、療育手帳の写しに代えて「見込み証明書」の提出を認める。

イ　出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ｱ) 第２次募集入学志願書（第9号様式）

(ｲ) 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

(ｳ) 第２次募集志願者名簿（第10号様式）

(ｴ) 確認書（第5号様式）（前記２の(４)のイの(オ)で提出のあった者に限る。）

(ｵ) 療育手帳の写し（身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、併せてその写しも提出）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手¥帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第11号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

※療育手帳について、判定済みで手帳交付手続き中の場合は、療育手帳の写しに代えて「見込み証明書」の提出を認める。

ウ　本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

(ｱ) 学力検査成績証明書（第14号様式）

(ｲ) 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

(ｳ) 写真票（第15号様式）※一般入試で高等学校を受検した場合は、高等学校の様式をそのまま使用してよい。

※出願は志願前相談を受けた者に限る。

(4) 志願変更及び手続

ア　志願者は、入学志願締切りの後、志願の変更（以下「２次志願変更」という。）することができる。

イ　志願変更の日程

(ｱ) 志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和９年３月19日(金)に発表し入学志願変更後受付状況については令和９年３月23日(火)

に発表する。
(ｲ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間は令和９年３月23日（火）とする。
(ｳ) 前記(ｲ)の受付時間は午前９時から午後２時までとする。

ウ　２次志願変更する者は、第２次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ　出身中学校長等は、所定の期間内に本校校長に第２次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。
なお、郵送による２次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ　２次志願変更をする者は、返却された第２次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「３第２次募集」の「（３）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第２志望の変更については、本校校長に第２次募集志願変更願（第12号様式）を申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法
選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第４号様式）、面接等の結果等を資料として行う。

(6) 検査日
令和９年３月25日（木）午後　※詳細については出願時に通知する。

(7) 合格発表及び通知

ア　令和９年３月29日（月）午前９時に本校ホームページにおいて発表する。また、本校（久米島分教室は久米島高校）においても掲示により発表する。

イ　本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等通じて合格したことを通知する。

４　追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所は本校とする。

(2) 申し出等の日程および手続き

ア　申し出期間は、令和９年３月３日（水）及び３月４日（木）の２日間とする。

イ　受付時間は、令和９年３月３日（水）午前９時から午後４時、令和９年３月４日（木）午前９時から正午までとする。

ウ　追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第１号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

(3) 検査の期日等
令和９年３月９日（火）

ア　県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査（学力検査）

月日／時限	令和９年３月９日（火）
第１時限 (9:00～9:50)	国　語
第２時限 (10:05～10:55)	理　科
第３時限 (11:10～12:00)	英　語
(12:00～12:45)	昼　食

第４時限 (14:05～14:55)	社　会
第５時限 (14:05～14:55)	数　学
(15:05～　　)	面　接 (保護者同伴)

※昼食時間は12:00～12:45とする。
※面接後に、入舎希望者は寄宿舎にて面接を実施する。

(4) 所持品の取扱い
「２　一般入学」の「(８) 所持品の取扱い」に同じ
(5) その他
「２　一般入学」の「(９) その他」に同じ
(6) 合格発表
「２　一般入学」の「(10) 合格発表」に同じ

５　入学手続

(1) 一般入学合格者
ア　合格者の中学校の校長は、指導要録の写し(A4)、学校保健安全法施行規則第８条第１項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、個別の教育支援計画を令和９年３月19日（金）午後４時までに本校校長に提出する。
イ　新入生オリエンテーションに保護者同伴で参加する。
令和９年３月29日（月）午前10時～

(2) ２次募集合格者
ア　合格者の中学校の校長は、指導要録の写し(A4)、学校保健安全法施行規則第８条第１項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、個別の教育支援計画を令和９年３月31日（水）までに本校校長に提出する。
イ　新入生オリエンテーションに保護者同伴で参加する。
令和９年３月29日（月）午前10時～

６　帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式２）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

７　不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第 13 号様式）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書（第 13 号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

８　学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。手続きの詳細については、別に定める。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9　調査書の作成方法

(1) 第４号様式

ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ｱ) 「観点別学習状況」の欄は１年～３年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

(ｲ) 「評定」の欄は、絶対評価による５段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ｳ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。

ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ｱ) １年及び２年は指導要録に記入されたものを転記する。

(ｲ) ３年は令和８年 12 月 28 日現在で記入する。

(ｳ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（ ）内に内数として記入する。

(ｴ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が 10 日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和７年４月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和９年１月以降に行った健康診断書（第８号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

コ 令和４年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

【参考】沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則　別表第２（第２条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町